

控除額一覧表 (税制改正に伴い、所得の計算が変更になる場合がありますので、ご了承ください。)

- (1) 控除対象者に該当する方がおられる場合は、それぞれの控除額を合算して総所得から差し引いてください
 (2) 2～7の控除は、所得税法上認定されている方に限ります。
 (3) 年齢は、申込日現在の満年齢です。

控除対象		範囲	控除額	
1. 同居親族		申込住宅に同居する申込本人以外の方	38万円	
2. 同居しない扶養親族		申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方		
特別控除対象者	3. 老人扶養親族	扶養親族及び控除対象配偶者のうち70歳以上の方	10万円	
	4. 特別扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円	
	5. 障害者	①特別障害者	次の(1)～(8)のいずれかに当てはまる方(申込者又は上記1.2の対象者) (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方。 (これに該当する方は全て特別障害者) (2) 児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判断された方 (このうち、重度の知的障害者と判断された方は特別障害者) (3) 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている方。(1級の方は特別障害者) (4) 身体障害者手帳の交付を受けている方 (1級又は2級の方は特別障害者) (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている方 (恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者) (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方 (これに該当する方は全て特別障害者) (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 (これに該当する方は全て特別障害者) (8) 年齢65歳以上で、その障害の程度が上記の(1)(2)又は(4)に該当する人と同程度であることの町村長や福祉事務所長などの認定を受けている方 ((1)(2)又は(4)の特別障害者と同程度の障害のある方は特別障害者)	40万円 ②とは重複して控除することはできません
		②障害者	(1)～(8)のいずれかに当てはまる方(申込者又は上記1.2の対象者) (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方。 (これに該当する方は全て特別障害者) (2) 児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判断された方 (このうち、重度の知的障害者と判断された方は特別障害者) (3) 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている方。(1級の方は特別障害者) (4) 身体障害者手帳の交付を受けている方 (1級又は2級の方は特別障害者) (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている方 (恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者) (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方 (これに該当する方は全て特別障害者) (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 (これに該当する方は全て特別障害者) (8) 年齢65歳以上で、その障害の程度が上記の(1)(2)又は(4)に該当する人と同程度であることの町村長や福祉事務所長などの認定を受けている方 ((1)(2)又は(4)の特別障害者と同程度の障害のある方は特別障害者)	27万円 ①とは重複して控除することはできません
	6. 寡婦	申込本人又は同居親族で次のア～イのいずれかに該当する方 ア. 夫と死別又は離婚してから婚姻していない方あるいは夫の生死が不明な方で、扶養親族その他生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、年間の所得の見積額が38万円を超える子は除かれます)がいる方。 イ. 夫と死別してから婚姻をしていない方又は夫の生死が不明である方で、年間の所得の見積額が500万円以下の方。 この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。		27万円
7. 寡夫		申込本人又は同居親族で次のア～ウの全てに該当する方 ア. 妻と死別又は離婚してから婚姻していないか、妻の生死が不明である方。 イ. 生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、年間の所得の見積額が38万円を超える子は除かれます)がある方。 ウ. 年間の所得の見積額が500万円以下である方。		

- ※ ・ 控除額は該当者1人についての額(年間)です
 ・ 寡婦・寡夫控除は、所得が27万円以上の方については27万円、27万円以下の方についてはその所得金額を控除します